役員報酬等支給規程

一般社団法人 佐賀県鍼灸マッサージ師会

（目　的）

第１条　この規程は、一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会（以下「当法人」という。）定款第２６条の規定により、理事及び監事の報酬等の支給の基準を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　当法人の役員報酬等に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（報酬等の支給）

第３条　当法人は、理事及び監事に対し、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

２　当法人は、理事及び監事に対し、賞与及び退職慰労金は支給しない。

（報酬の額）

第４条　前条第１項の報酬の額は、役員一人につき次のとおりとする。

（１）会長（代表理事）	年額	２６５，０００円
（２）業務執行理事（副会長、総務部長、財務部長）	年額	５５，０００円
（３）業務執行理事（前号以外の者）	年額	３０，０００円
（４）監事	年額	１５，０００円

（報酬の支給方法）

第５条　前条の報酬は、その全額を当該年度の３月末に支給する。ただし、任期中に、理事又は監事が辞任し、若しくは解任又は死亡した時は、その事由が発生した月までの分を月割り計算し、千円未満については切り上げて支給する。

（委　任）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の決議により別に定める。

（改　廃）

第７条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

附　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。